

# 野洲市みどりの基本計画 (未定稿)

令和2年10月



第1章 みどりの基本計画について .....	1
第1節 みどりの基本計画の概要 .....	1
1. みどりの基本計画の概要と改定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画期間と計画対象区域 .....	2
4. 計画の対象とするみどり .....	2
第2節 改定にあたっての基本的考え方.....	3
第2章 みどりの現況.....	4
第1節 野洲市の現況 .....	4
1. 位置及び面積.....	4
2. 地形.....	5
3. 人口.....	6
4. 土地利用 .....	7
5. 市街地の進行状況.....	8
6. 災害ハザードの状況 .....	9
第2節 野洲市の緑の現況 .....	10
1. 自然環境 .....	10
2. 緑地の変遷 .....	11
3. 都市公園等.....	12
4. 法指定 .....	15
5. みどりに関する活動.....	17
6. みどりに関する市民意識 .....	19
第3章 みどりの課題.....	23
第4章 みどりの基本方針.....	25
第1節 みどりの将来像.....	25
第2節 みどりの基本方針 .....	27
第3節 みどりの目標.....	28
第5章 みどりの取り組み.....	30
第1節 施策の体系 .....	30
第2節 みどりの施策 .....	
第6章 計画の推進に向けて .....	
第1節 計画の推進体制 .....	
第2節 計画の進行管理 .....	

# 第1章 みどりの基本計画について

## 第1節 みどりの基本計画の概要

### 1. みどりの基本計画の概要と改定の背景

みどりの基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことを指します。具体的には、都市公園等の整備や緑化活動への市民参加の促進といった緑に関する基本的な方針が定められています。

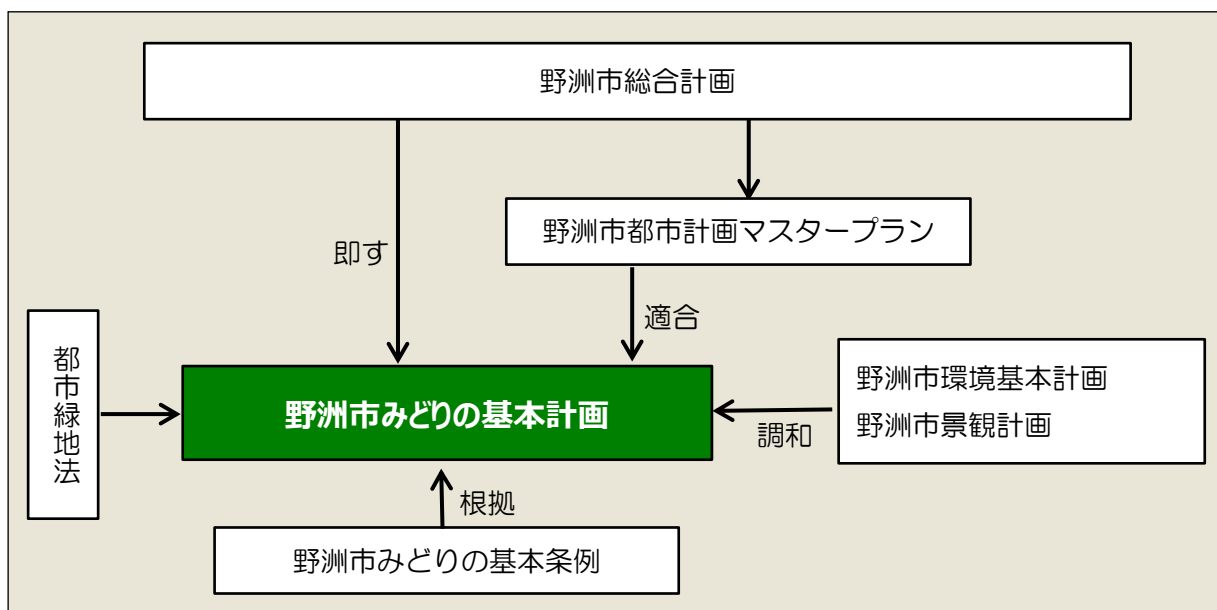
野洲市では、平成11年3月に「野洲町緑の基本計画」を、平成12年3月に「中主町緑の基本計画」を策定しました。

その後、約20年を経る中で、日本全体としての人口減少社会が進行するとともに、地球環境問題、農の担い手不足、都市農地に対する位置づけの転換、財政的制約、生物多様性への配慮など、公園、緑地、農地等を取り巻く環境は大きく変化し、これらを受けて、都市緑地法や都市公園法などの関連法の改正も行われてきました。

一方、平成16年には旧野洲町と旧中主町が合併して野洲市が誕生しました。今回、こうした社会情勢の変化や、市を取り巻く環境の変化などをふまえて、これらの変化に的確に対応し、緑に関わる課題解決に向けたまちづくりの考え方や、将来像を明らかにするため改定を行うことになりました。

### 2. 計画の位置づけ

野洲しみどりの基本計画は、「野洲市総合計画」を上位計画とし、「野洲市都市計画マスタープラン」と適合し、「野洲市環境基本計画」「野洲市景観計画」と調和した、総合的な緑地の整備・保全・活用等に関する施策を示すものです。



### 3. 計画期間と計画対象区域

計画期間は令和3年から令和12年までとし、計画対象区域は本市全域とします。

### 4. 計画の対象とするみどり

本計画で対象とするみどりは、「樹木、草花等の植物並びに樹林地（樹木がまとまって生育している一団の土地をいう。）、草地、水辺地、田畑等の土地及び空間が、単独又は一体となって良好な自然的環境及び自然的景観を形成しているオープンスペース並びに公園、広場、街路樹、民有地の庭、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。）等（野洲しみどりの基本条例第2条）」とします。なお、都市における農地については、平成29年の都市緑地法改正において、緑地に含まれるものとして明確に位置づけられました。

## 第2節 改定にあたっての基本的考え方

---

以下の基本的な考え方に基づいて改定を行いました。

### ① 持続可能なみどりのまちづくりへの対応

今後も進む人口減少、公共施設の老朽化などの財政的な課題に対応しつつ、持続可能な「みどりのまちづくり」を進めていくためには、計画内容の実現性を高め、効率的、効果的に施策を推進していく必要があります。

そのためには、「現実的かつ、わかりやすい目標の設定」や、「今あるみどりの活用に視点を置いた施策の検討」、「多様な主体の連携と官民協働につながる計画」等の視点を重視した改定を行いました。

### ② 公園の活用や管理運営のあり方

本市には、野洲川河川公園のような規模の大きな公園はあるものの、街区公園のような身近な公園の数は多くはありません。

一方で、子育て世代からは、子どもが遊ぶような公園が欲しいといった意見もみられ、今後、野洲市が住みたい都市として選ばれるためには、子育て世代への魅力向上につながるような公園を充実させていく必要があります。

また、長期末整備公園の見直しを含めた都市公園の再編が必要であることや、小規模公園（地域ふれあい公園）の今後の扱いなど、公園に関する課題が多く残されています。

したがって、公園の整備、再編、再生・活用の視点を重視した改定を行いました。

### ③ 関連施策や市民等との連携

みどりのまちづくりに向けた取組は、都市計画や環境政策、農業政策など様々な関係施策との連携を図り、それらとの整合性や相乗効果を考慮しつつ、総合的に進めることが必要です。

また、市民、事業者、行政が協働でまちづくりに取組んでいくことが重要です。

したがって、みどりに関する様々な分野の取組みや課題、市民や専門家などの意見を反映させながら改定を行いました。

## 第2章 みどりの現況

### 第1節 野洲市の現況

#### 1. 位置及び面積

本市は滋賀県の南部、湖南地域に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は近江八幡市・竜王町に接し、日本最大級の琵琶湖に面しています。

市域は、東西が約 10.9km、南北が約 18.3km に広がり、面積は琵琶湖を含み 80.14k m<sup>2</sup>です。

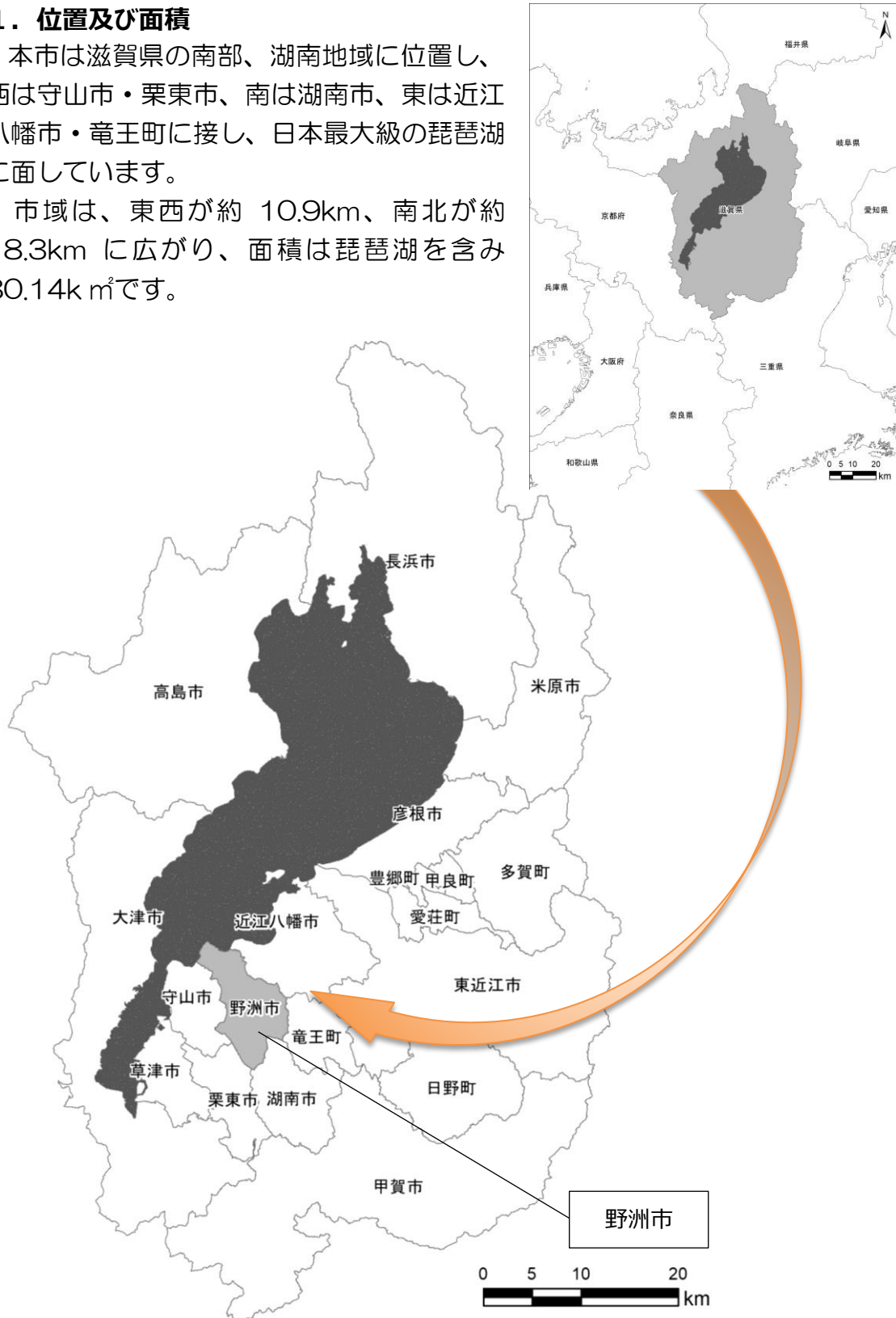


図2-1 野洲市の位置

## 2. 地形

本市は、東南部の三上山を中心とする山地と、山地から琵琶湖に向かって緩やかに広がる平坦に大きく分かります。

図2-2に、250mメッシュ単位での地形傾斜を示します。これをみると、市の東南部、三上山や菩提寺山、妙光寺山、鏡山等の斜面に傾斜度が20度を越える斜面が分布していることがわかります。

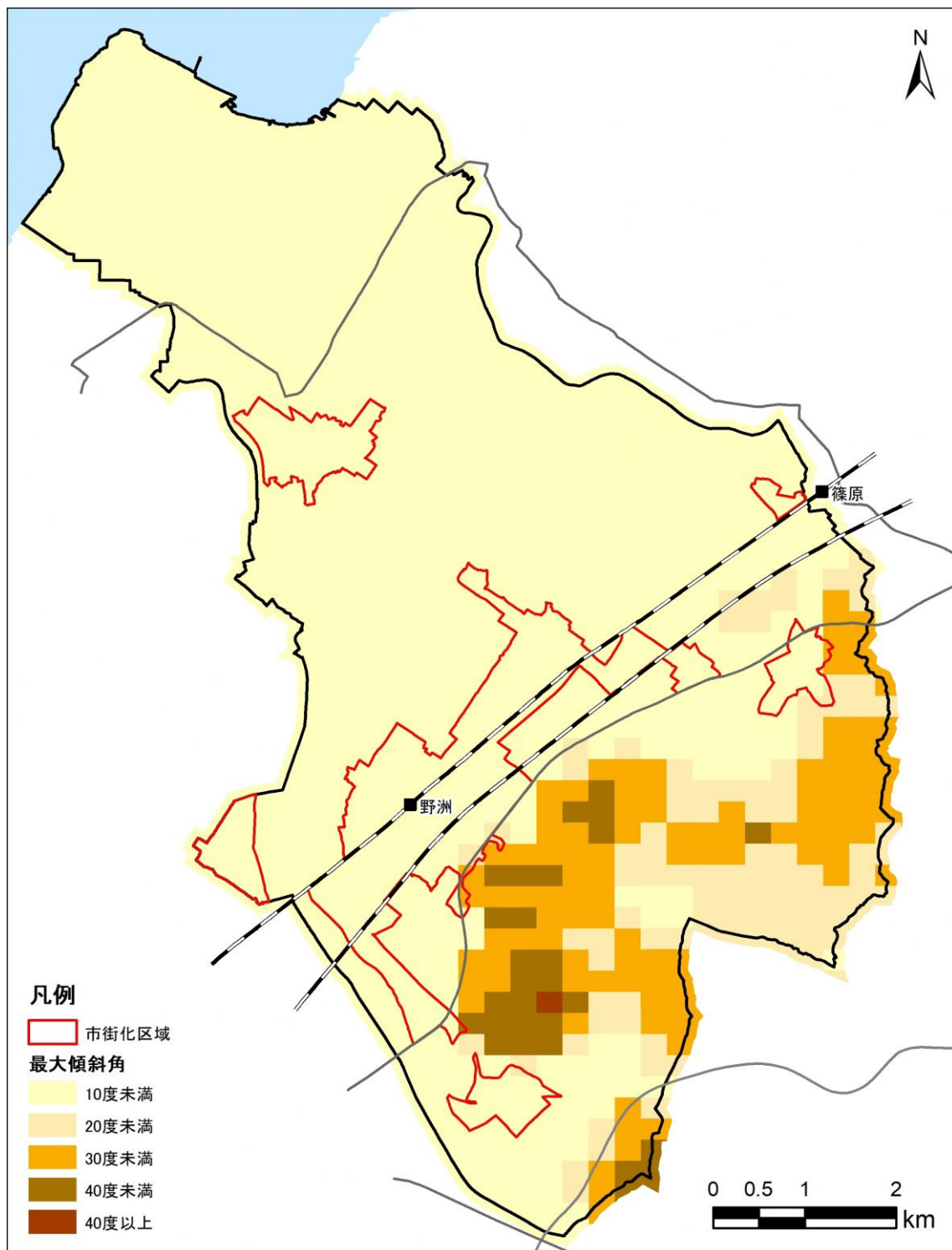


図2-2 地形傾斜の状況

資料：国土数値情報



### 3. 人口

#### 1) 人口の推移

本市の人口は、49,889人で、世帯数18,143世帯（2015年国勢調査）です。

鉄道の利便性の向上等により、大阪・京都・大津市等への通勤通学圏としての位置づけが強まり、人口は1975年から1985年に急激に増加し、近年においても緩やかに増加傾向でしたが、2015年は微減に転じました。

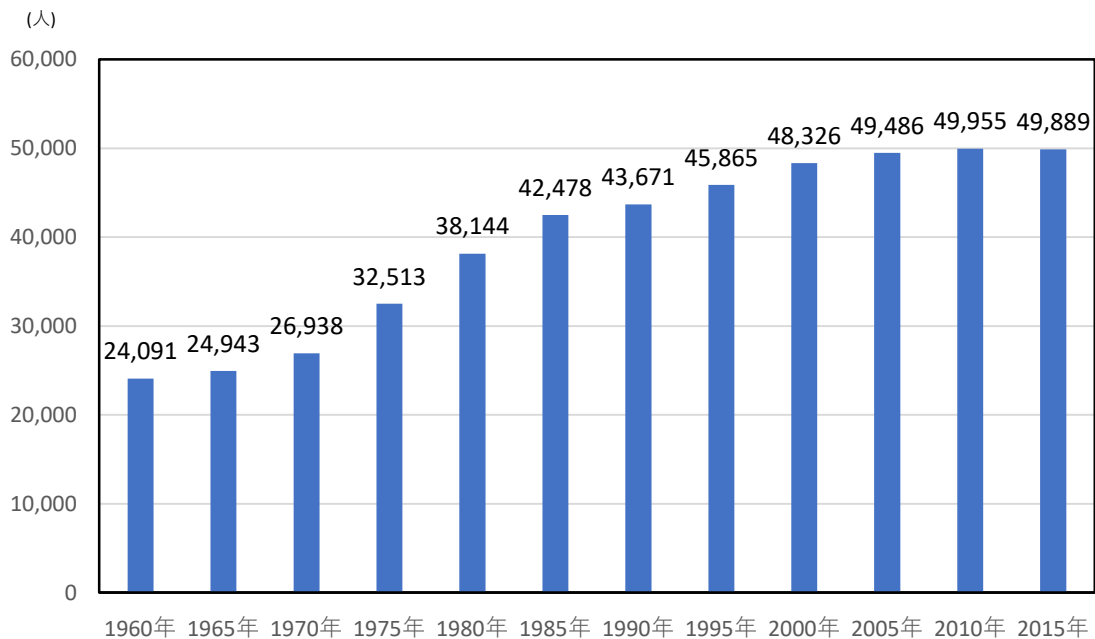


図2-3 人口の推移

#### 2) 年齢3区分人口の推移

年齢3区分別の人口比率は、65歳以上の高齢者が県平均に比べてわずかに高くなっています。

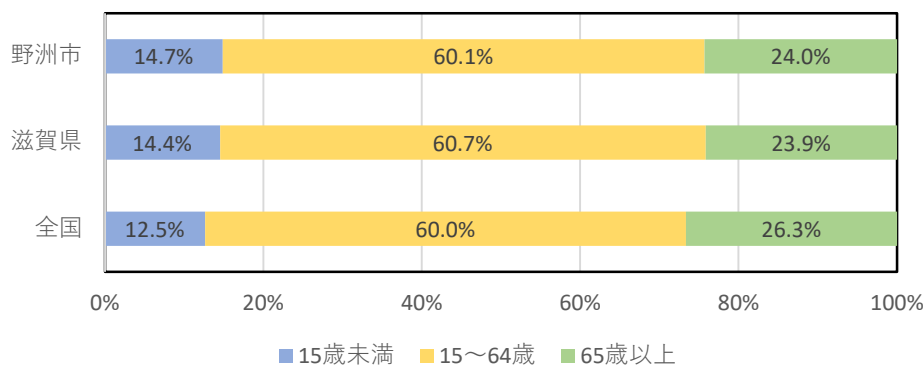


図2-4 年齢3区分人口割合（平成27（2015）年）

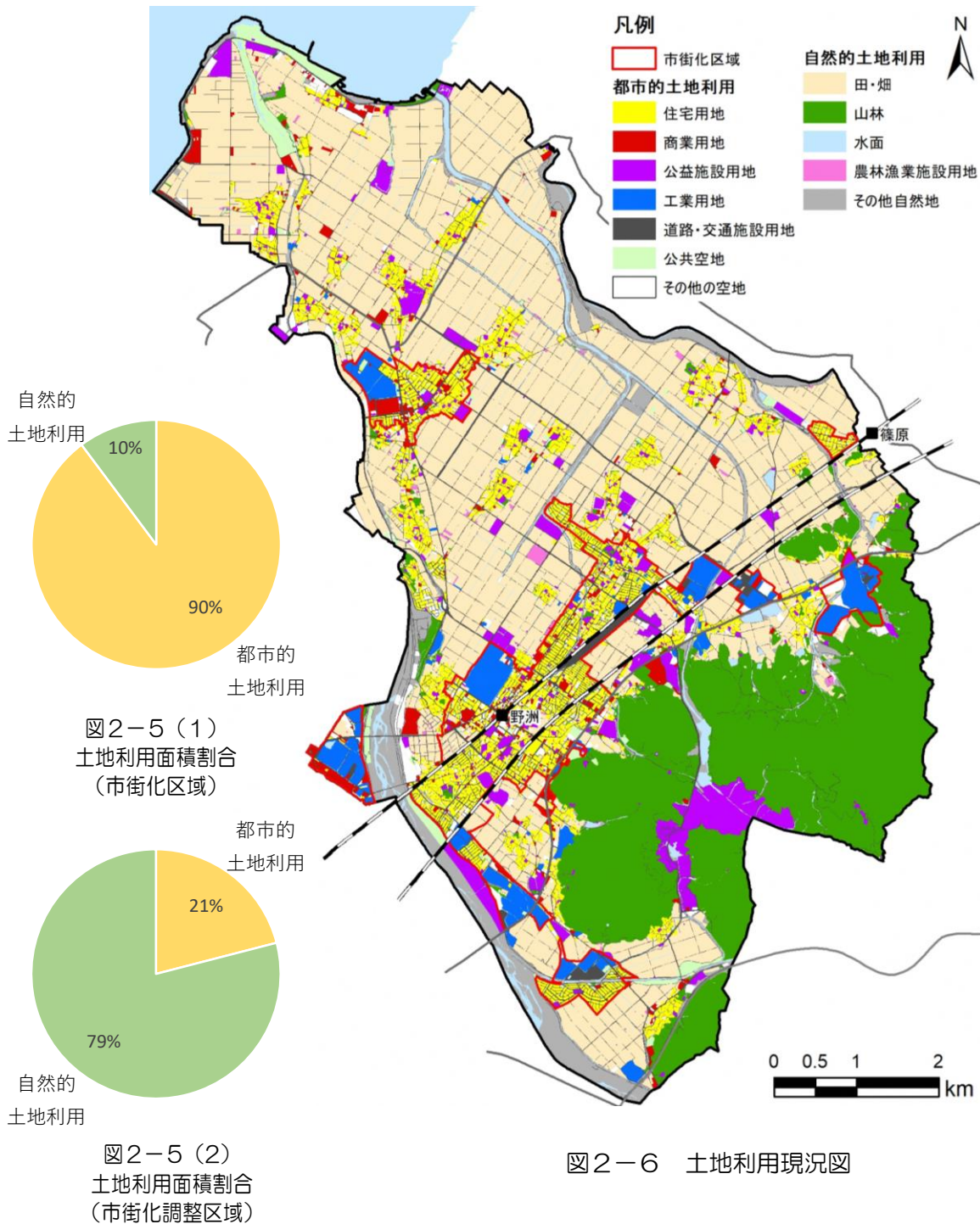
注：年齢不詳を除く割合  
資料：国勢調査（総務省）

#### 4. 土地利用

本市の土地利用の状況は、図2-5、図2-6に示すとおりです。

市街化区域は、一般市街地や商業業務地、工業地、公共施設用地等の都市的土地利用が約90%を占め、農地、山林等の自然的土地利用が約10%となっています。

一方、市街化調整区域は、自然的土地利用が約79%を占め、都市的土地利用が約21%となっています。



資料：都市計画基礎調査（滋賀県（平成27年））

## 5. 市街地の進行状況

人口集中地区（DID 地区）※は、昭和 55（1980）年時点において野洲駅周辺で設定されていましたが、20 年後の平成 12（2000）年には北東部、南西部に広く拡大しています。（図 2-7）

DID 地区面積は、昭和 55（1980）年から平成 27（2015）年にかけて 2.6 倍に拡大しています。

※人口集中地区は、国が実施する国勢調査で設定されているもので、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が 5,000 人以上を有する地域に設定されます。

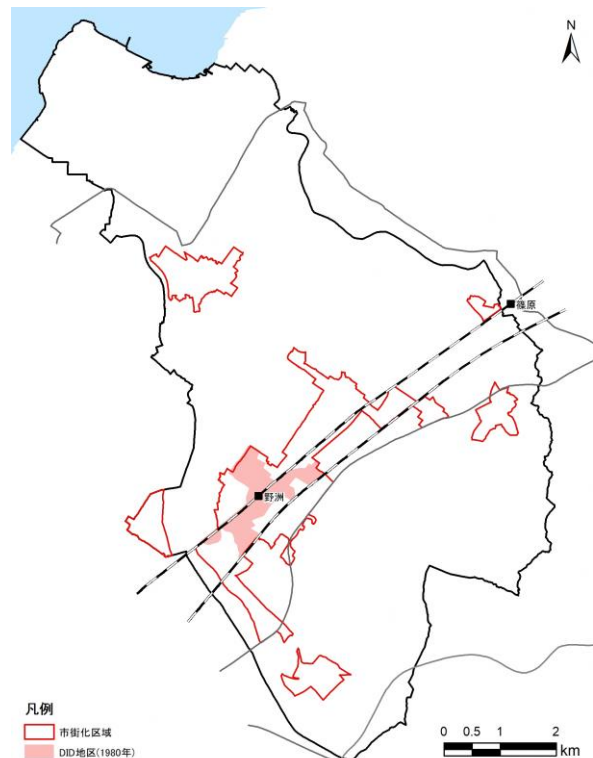


図 2-7 (1) DID 地区（1980 年）

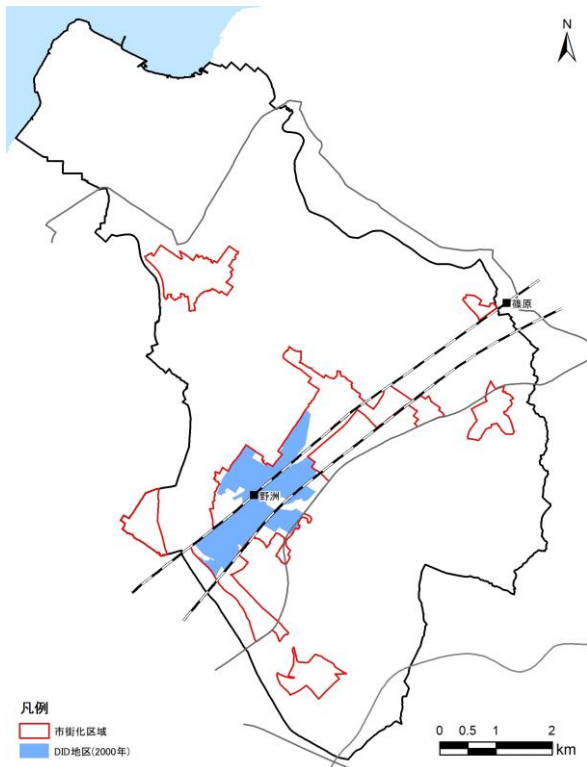


図 2-7 (2) DID 地区（2000 年）

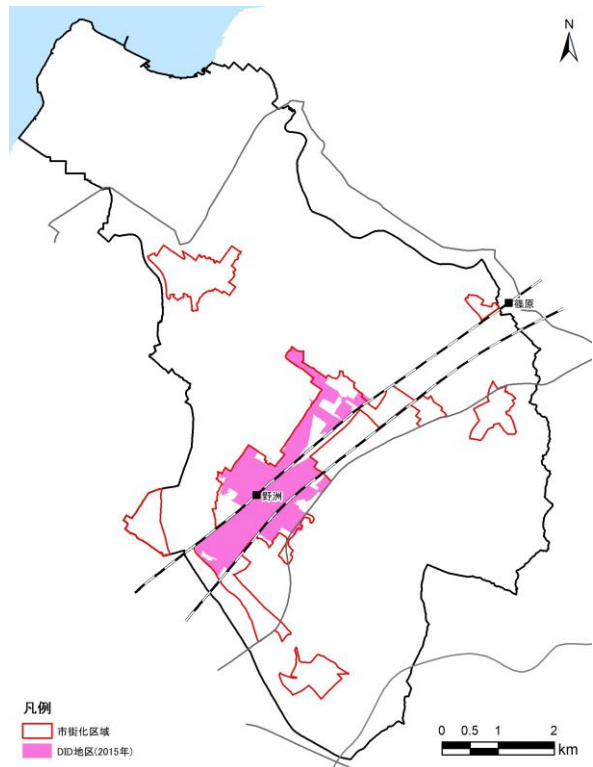


図 2-7 (3) DID 地区（2015 年）

資料：国勢調査（総務省）

## 6. 災害ハザードの状況

本市のハザードマップは図2-8に示すとおりで、市南部の山林地域には土砂災害警戒区域が点在しています。

また、市内の大半が浸水想定区域となっており、野洲川や家棟川付近の一部地域では浸水深が2mを超えることが予想されています。

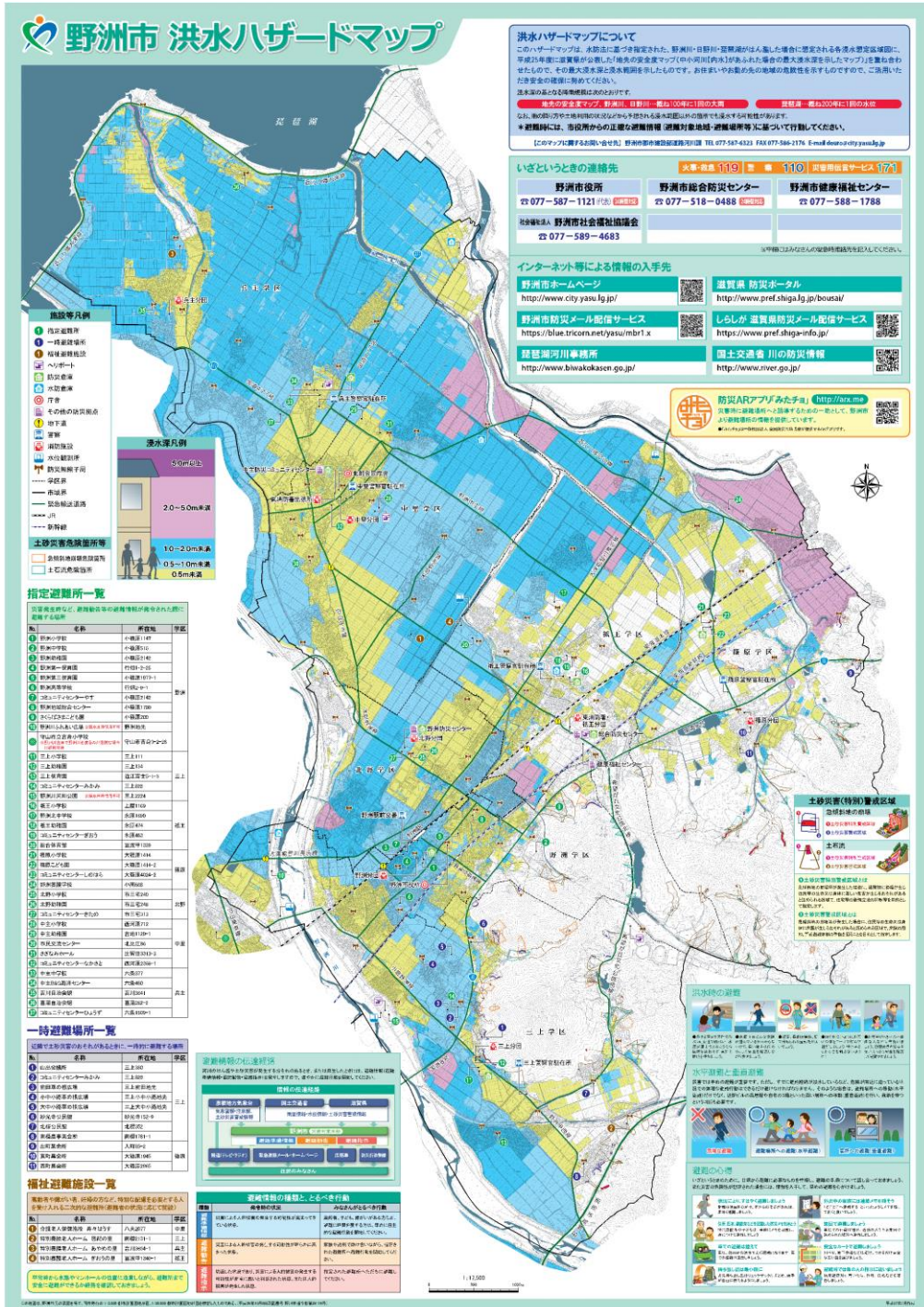


図2-8 洪水ハザードマップ

資料：野洲市洪水ハザードマップ

## 第2節 野州市の緑の現況

### 1. 自然環境

本市の植生の状況は図2-9に示すとおりです。

また、兵主神社のクスノキ林と希望ヶ丘の湿原が、「滋賀県で大切にすべき植物群落（滋賀県）」に選定されています。

表2-1 滋賀県で大切にすべき植物群落

群落名	位置	面積 (ha)
兵主神社のクスノキ林	兵主神社	3
希望ヶ丘の湿原	上流の湧水付近のミミカキグサ、モウセンゴケの湿地、下部のイトイヌノハナヒゲの湿地、谷部の川沿いのキンコウカの優先湿原など、多数の湿原	0.3

出典：滋賀県

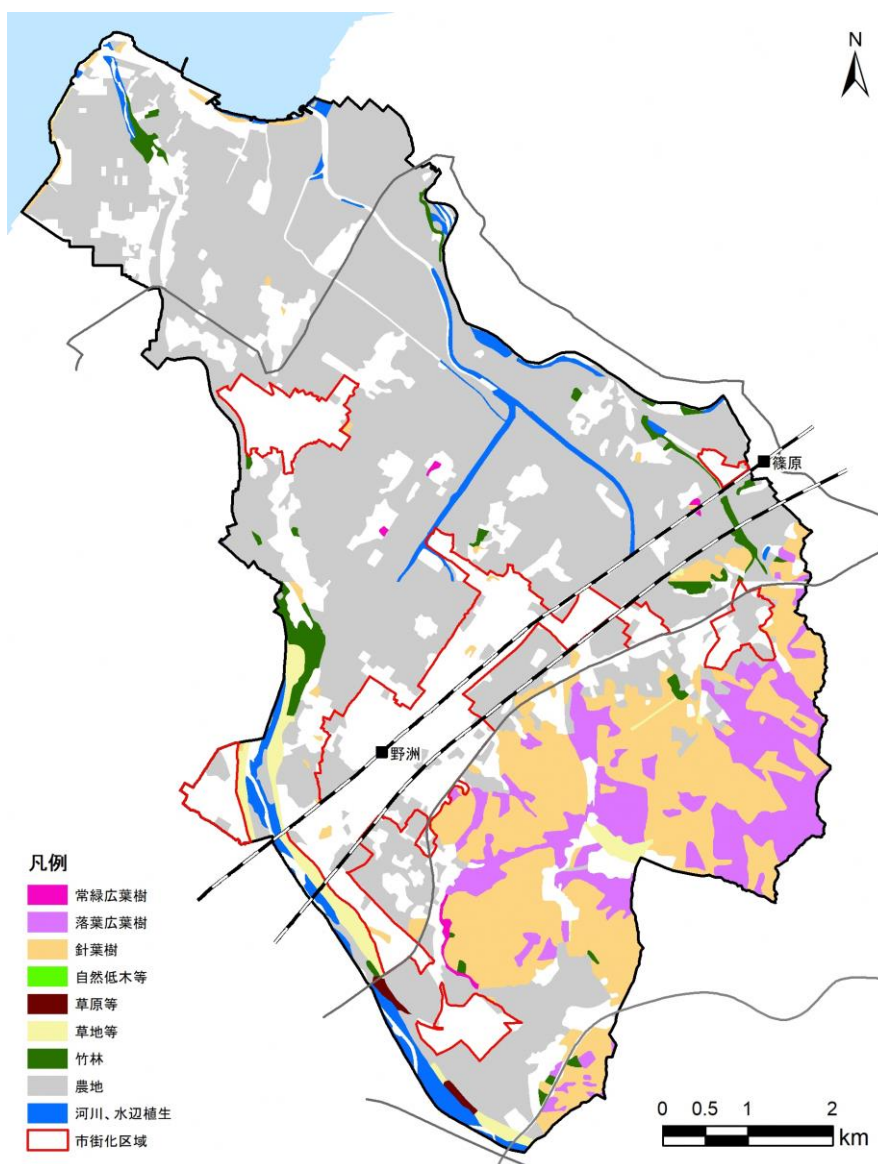


図2-9 現存植生図

資料：環境省

## 2. 緑地の変遷

昭和 51（1976）年と平成 26（2014）年における、森林や農地などの緑地の分布状況と変化は図 2-10 のとおりです。

野洲駅周辺では、昭和51(1976)年から平成26(2014)年にかけて緑地が減少しています。他にも、全体的に市街化区域内では住宅地や商業業務地等の市街地整備にともない緑地が減少しています。

市街化調整区域においても、一部地域で緑地が減少しています。

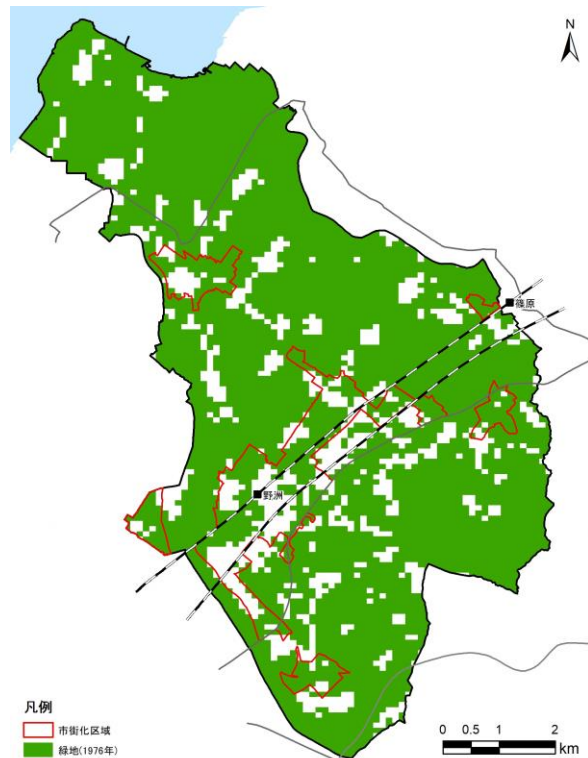


図 2-10 (1) 緑地 (1976 年)

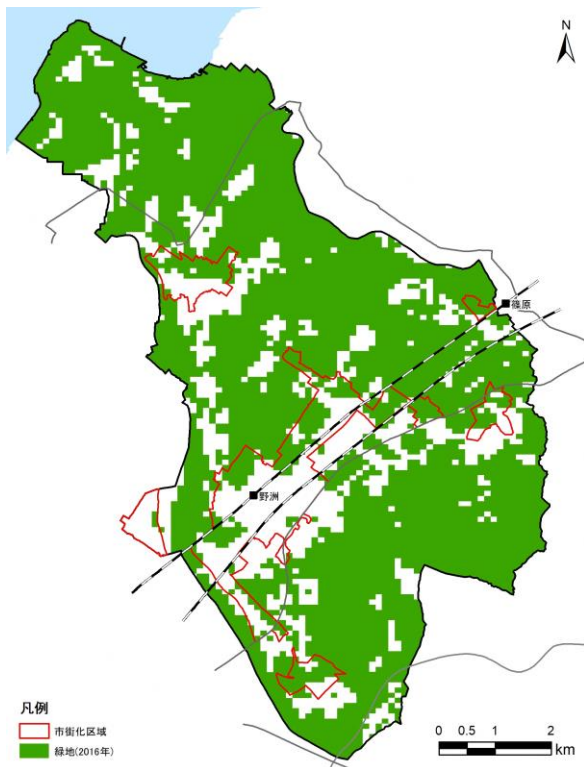


図 2-10 (2) 緑地 (2014 年)

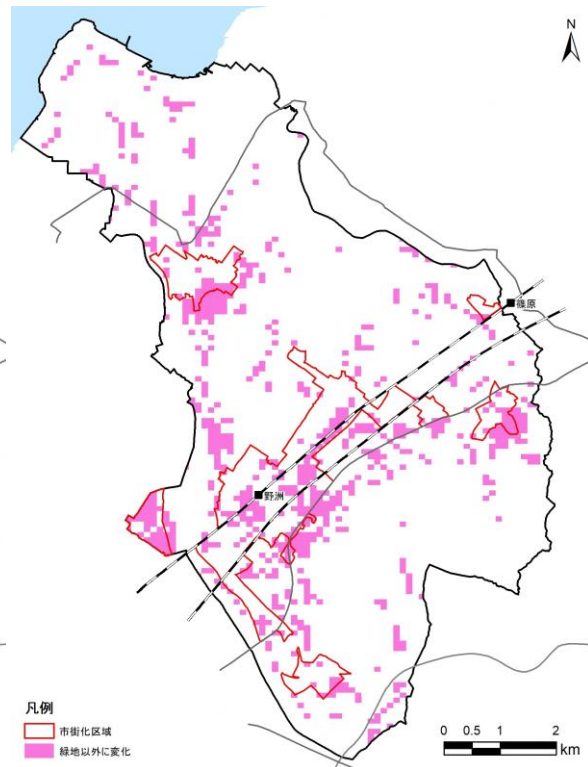


図 2-10 (3) 減少した緑地  
(1976 年→2014 年)

※1976 年と 2014 年は、国土数値情報、土地利用細分メッシュデータ（100m）に基づいて、森林や農地、湖沼などの緑地に区分されたメッシュを着色している。  
また、1976 年に緑地であったもので、2014 年に緑地以外の土地利用に区分されているメッシュを薄紫で着色している。

資料：国土数値情報

### 3. 都市公園等

本市の都市公園は、16箇所、41.68haが開設済みで、人口一人当たりの面積は8.14㎡となっています。地域ふれあい公園や児童遊園、農村公園を含めた都市公園等の合計では、170箇所、63.14haが開設済みで、人口一人当たりの面積は12.34㎡となっています。(いずれも令和2年4月1日時点の数値)

表2-2 都市公園等の整備状況(令和2年4月1日時点)

			整備量		一人当たり面積 ㎡/人	
			ヶ所	面積(ha)		
住区 基幹 公園 都市基 幹公園	街区公園		10	1.63	0.32	
	近隣公園		1	1.20	0.23	
	地区公園		0	0.00	0.00	
	総合公園		0	0.00	0.00	
	運動公園		1	14.90	2.91	
	基幹公園計			12	17.73	3.46
	特殊公園	風致公園		0	0.00	0.00
		動植物公園		0	0.00	0.00
		歴史公園		0	0.00	0.00
		墓園		1	4.10	0.80
		その他		0	0.00	0.00
	広場公園			0	0.00	0.00
	広域公園			0	0.00	0.00
	緩衝緑地			0	0.00	0.00
	都市緑地			1	2.10	0.41
	緑道			0	0.00	0.00
都市林			0	0.00	0.00	
県公園(緑地)			2	17.75	3.47	
都市公園計			16	41.68	8.14	
地域ふれあい公園			142	17.70	3.46	
児童遊園			4	0.84	0.16	
農村公園			8	2.92	0.57	
都市公園等計			170	63.14	12.34	
行政区域人口(人)			51,176		R2.4.1時点	

※野洲市都市公園条例では、都市公園の整備目標を10㎡/人としている。

滋賀県内における市町別の一人当たり都市公園面積は図2-11のとおりで、野洲市は滋賀県平均や国平均をやや下回る水準となっています。

また、近隣市と比べて本市の都市公園の供用率は低く、都市公園の整備が進んでいない状況です。(図2-12)

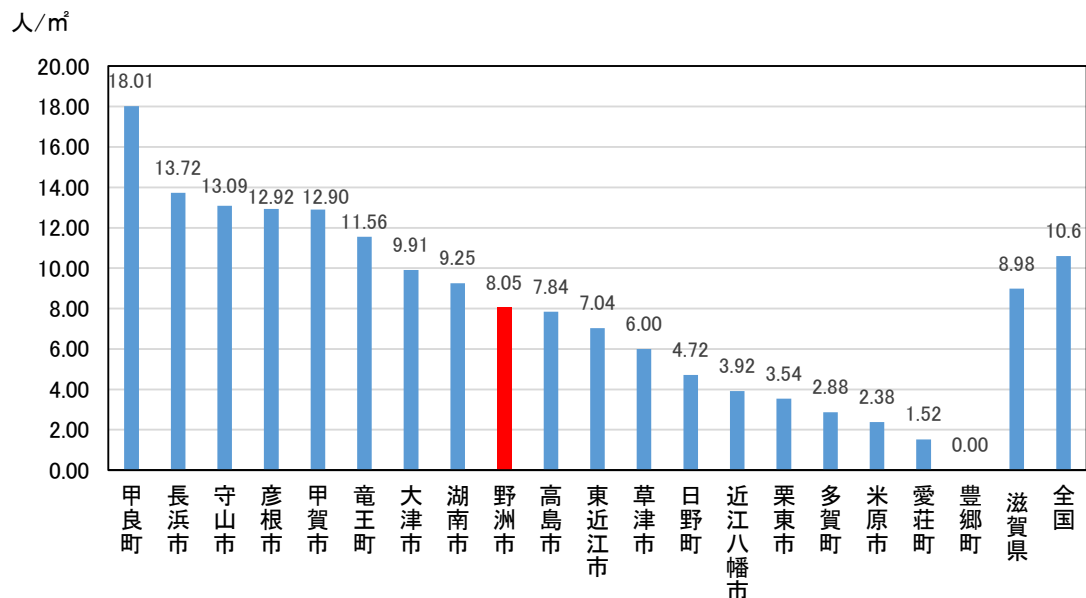


図2-11 一人当たり都市公園面積比較（滋賀県内市町、滋賀県、国）

※滋賀県内の数値は平成28年度末の数値のため、12ページの数値と合わない。  
また、国の数値は平成29年度末のもの（資料：滋賀県、国交省）

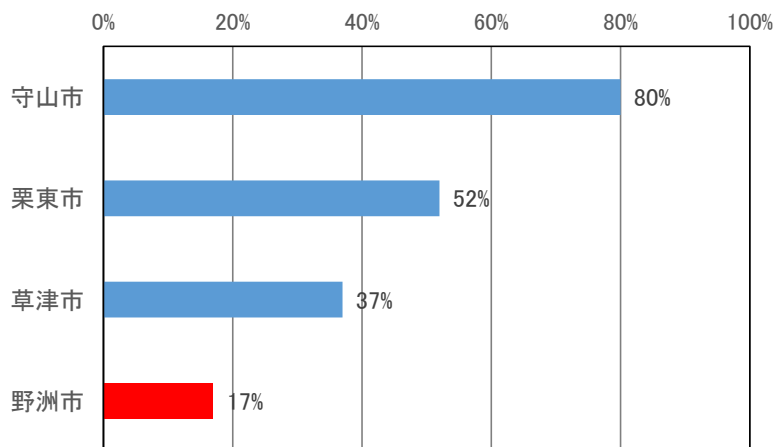


図2-12 都市公園の供用率



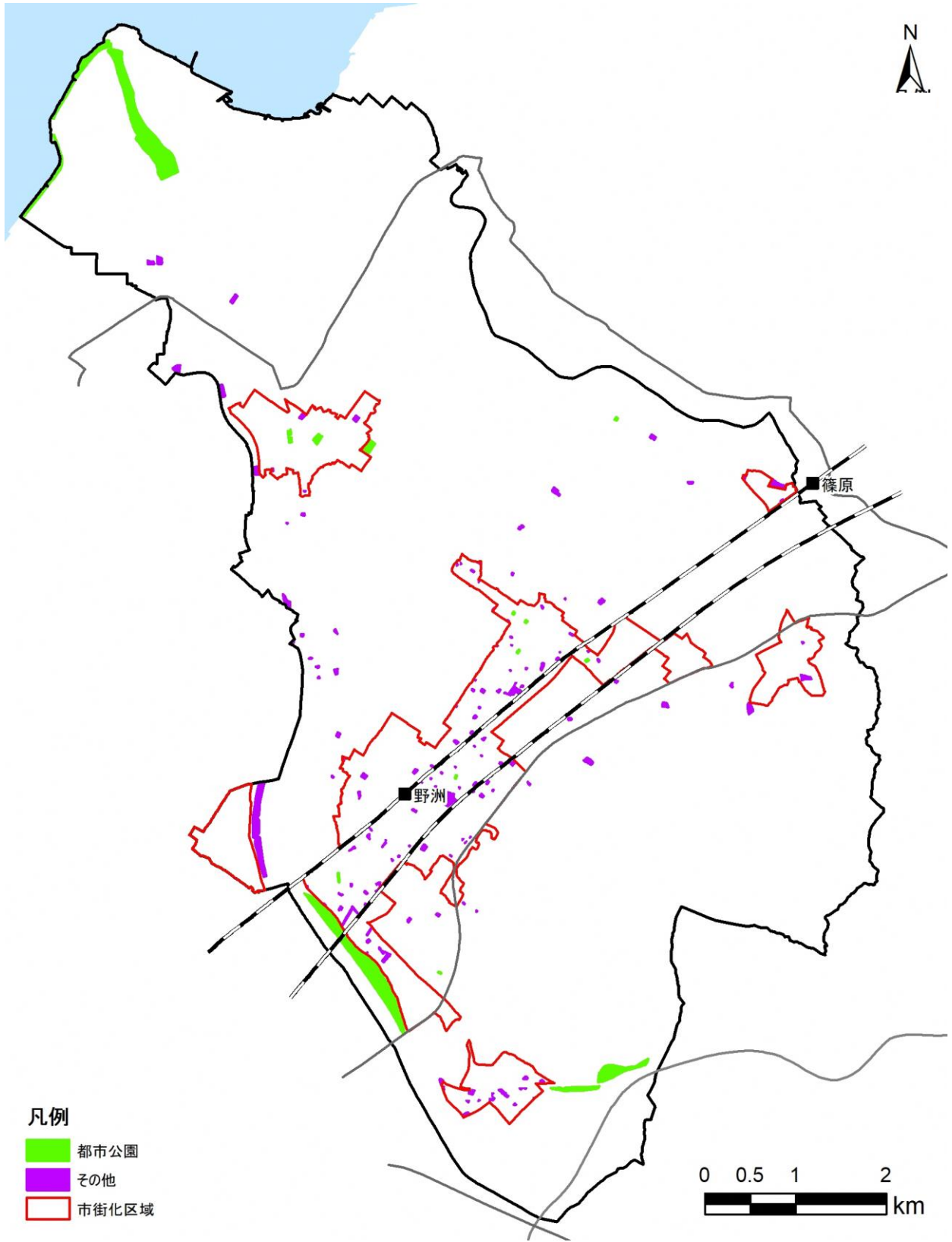


図 2-13 都市公園分布図

#### 4. 法指定

みどりに関する法指定の状況は図2-14(1)(2)のとおりです。

市の南部に広がる山林には、自然公園区域や保安林区域が指定されており、市の中央部から琵琶湖にかけての平野部は、農業振興地域農用地区域となっています。

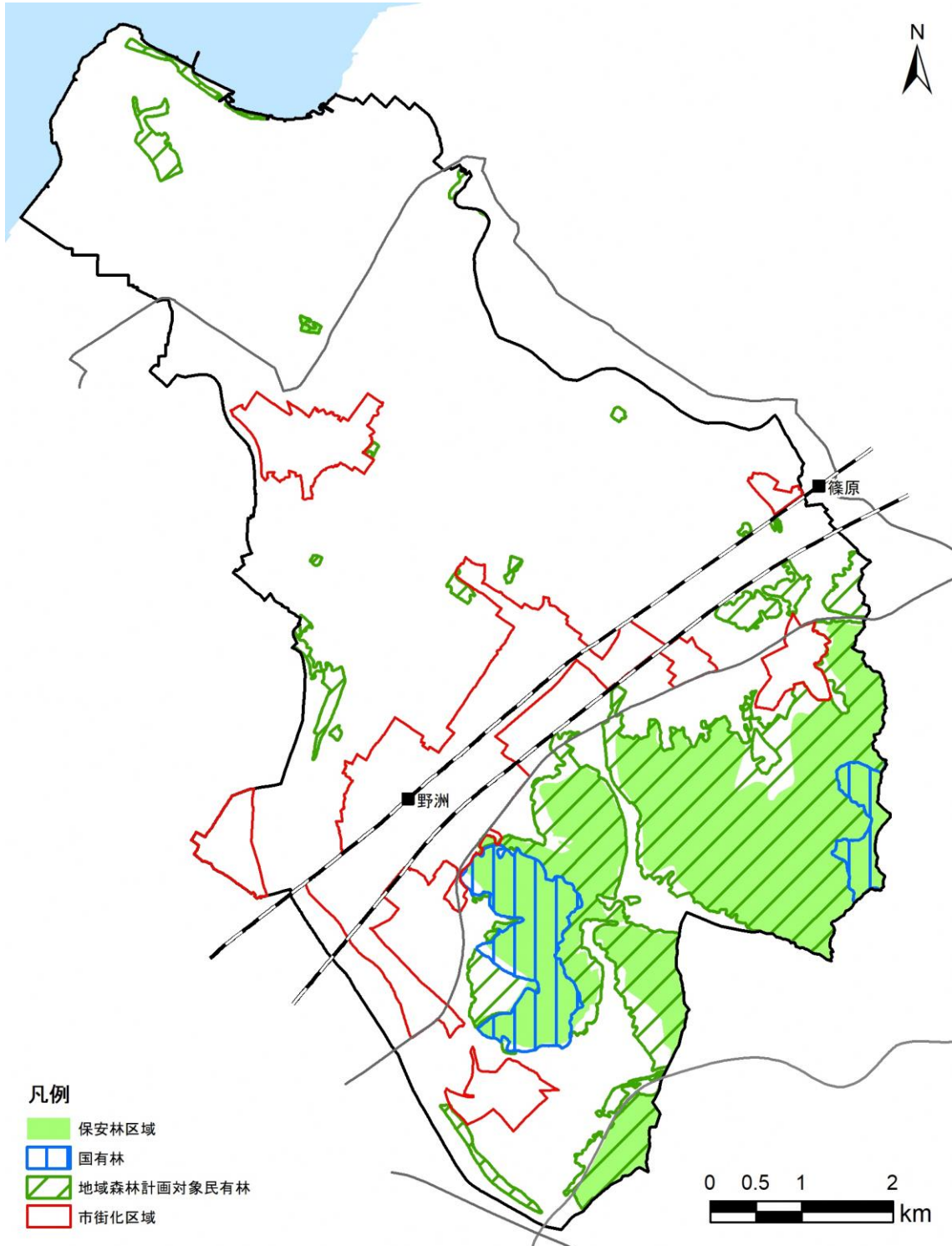


図2-14(1) みどりに関する法指定の状況

資料：国土数値情報

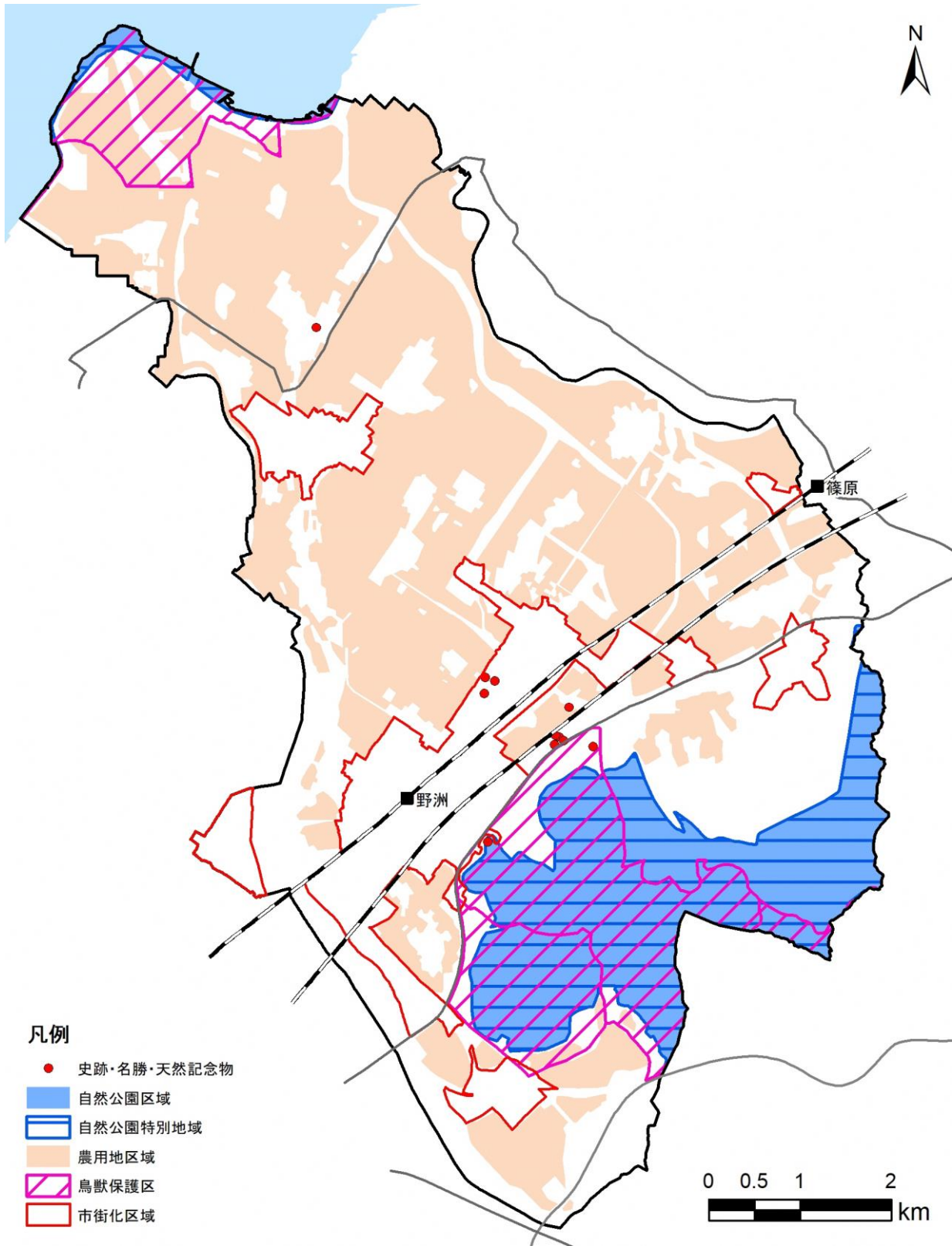


図 2-14 (2) みどりに関する法指定の状況 (森林系等)

資料：国土数値情報

## 5. みどりに関する活動

### 1) みどりに関する活動

市内で実施されているみどりに関する活動は表2-3のとおりで、自然観察や学習、体験イベントなど、様々な活動が行われています。

表2-3 みどりに関する活動

「川」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家棟川エコ遊覧・エコツアー</li> <li>• ホタルの住める川づくり</li> <li>• 流域ネットワークづくり（「水・生物多様性フォーラム」、「ビワマスを戻すプロジェクト・フォーラム」）</li> <li>• 家棟川・びわ湖清掃活動</li> <li>• 家棟川流域生態調査</li> </ul>
「山」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 里山保全活動</li> <li>• 里山自然観察・学習会</li> <li>• 森づくり塾</li> <li>• 野洲の山を知る探索・山の辺の歴史ハイキングコースづくり</li> </ul>
「湖」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• びわ湖に親しむイベント（あやめ浜まつり）・砂浜学習会等</li> <li>• 漁民の森づくり事業</li> <li>• 内湖環境学習会</li> <li>• びわ湖学習会・ヨシ苗ポットづくり体験</li> <li>• ヨシ群落再生事業（ヨシ植え）</li> </ul>
「緑」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 河辺林保全活動</li> <li>• 野洲川北流跡自然の森調査報告会</li> <li>• 野洲川北流跡自然の森カブトムシ幼虫観察会</li> <li>• 野洲川北流跡自然の森タケノコ堀イベント</li> <li>• 野洲川北流跡自然の森自然観察会</li> <li>• 樹木の管理と剪定講習会</li> </ul>
「農業」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境保全型農業研修会（学習会）</li> <li>• 生き物観察会</li> </ul>

出典：第2次野洲市環境基本計画

## 2) みどりに関する制度

緑地保全や緑化に関する制度としては、法律に基づいて運用されるもののほかに、市独自の条例や要綱に基づくものがあります。

表 2-4 みどりに関する制度

野洲市生活環境を守り育てる条例	「野洲市生活環境を守り育てる条例」では、市民及び事業者は、所有し、又は管理する土地に樹木等の植栽による緑化に努めなければならないとされています。
野洲市開発行為等に関する指導要綱	「野洲市開発行為等に関する指導要綱」では、開発事業等の計画及び施工に当たり、開発区域の緑化推進や緩衝植樹帯の設置、環境保全等について定めています。
近隣景観形成協定	「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」に基づき、自治会や町内会等にお住まいの皆様が、建物の形や色彩の調和、緑化等景観形成に関する事項について、お互いに取り決め（協定）を結び、相互に協力して美しく住みよいまちづくりを進めていただくための、滋賀県独自の制度です。
工場立地法	野洲市工場立地法準則条例では、敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上又は建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の工場については、敷地の 10% 以上の緑地面積を確保することが求められています。
地区計画	都市計画法に基づく制度で、緑豊かで良好な街並みの推進、維持、保全を図るとともに、地震などの災害時におけるブロック塀等の倒壊防止、また、防犯上の観点からかき又はさくの構造の制限を定めることができます。

## 6. みどりに関する市民意識

### 1) アンケートの概要

令和2年6月に行った「野洲市のまちづくりに関するアンケート調査」から、市民の緑のまちづくりに対する意識や行動を整理しました。

#### (1) 調査期間

令和2年6月1日～令和2年6月19日

#### (2) 調査方法

##### ■Web アンケート

調査対象…野洲市に在住・在勤している18歳以上の方

調査方法…市ホームページのアンケートフォームから回答

##### ■郵送アンケート

調査対象…18歳以上の市内在住者 2,000人

※住民基本台帳から各地域（現行都市計画マスタープランの7地域区分による）の人口などを考慮し無作為抽出

調査方法…対象者の自宅に調査票を送付し、同封の返信用封筒にて回答

#### (3) 配布回収結果

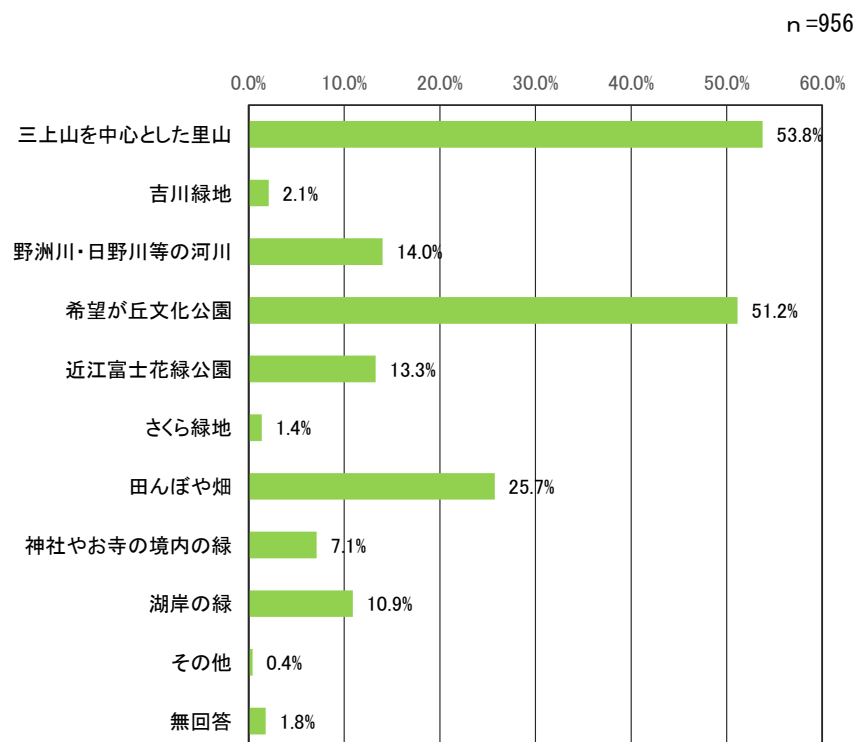
配布数：2000通（郵送）

回収数：956通（webによる回収含む）

### 2) アンケートの結果

#### (1) 野洲市を代表する緑とは

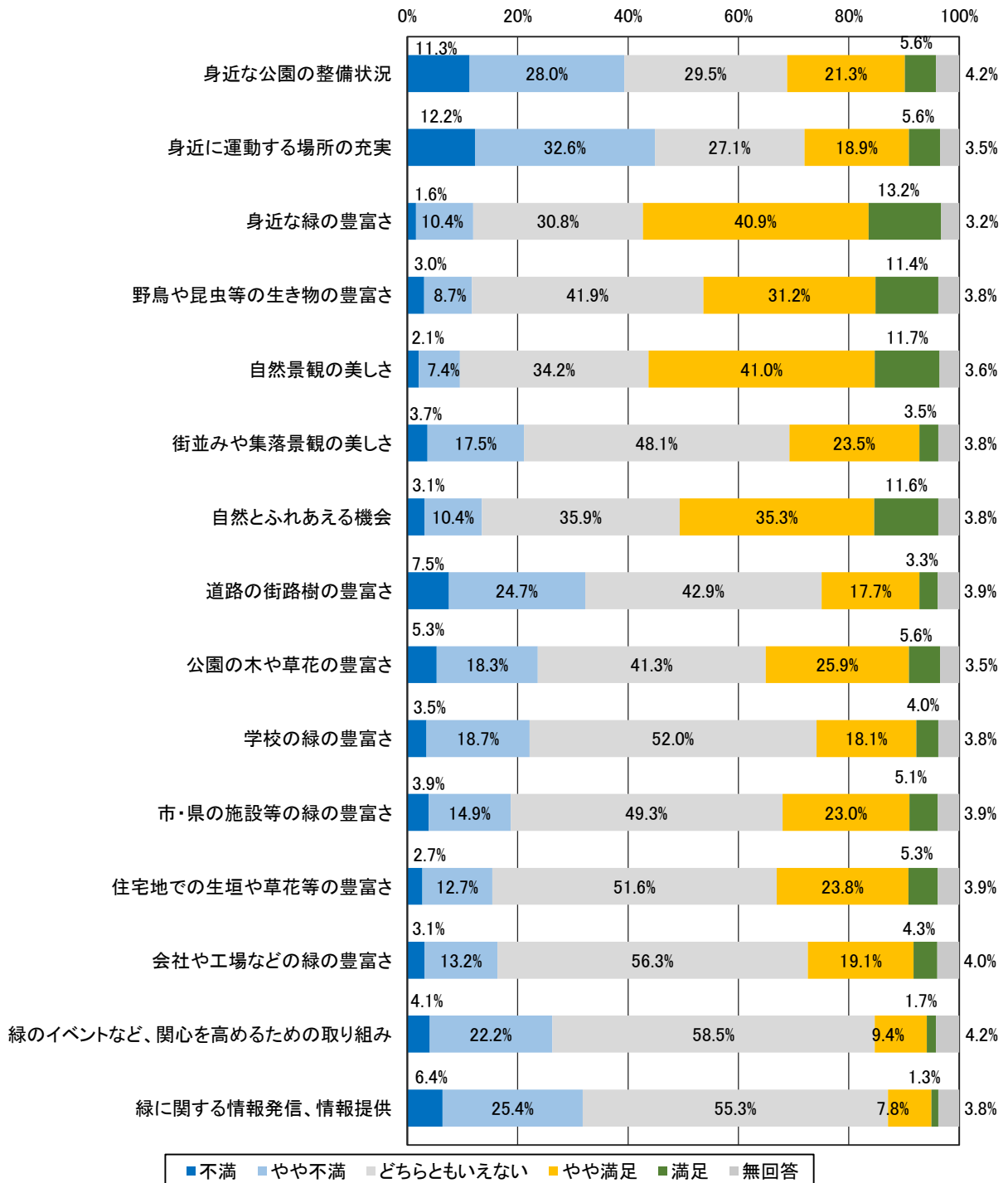
「三上山を中心とした里山」の回答が53.8%と最も高く、次いで「希望が丘文化公園」が51.2%、「田んぼや畑」が25.7%となっています。



## (2) お住まいの地域の緑の満足度

“肯定的な意見”（「満足」と「やや満足」の合計）は、「身近な緑の豊富さ」が54.1%と最も高く、次いで「自然景観の美しさ」が52.7%、「自然とふれあえる機会」が46.9%となっています。

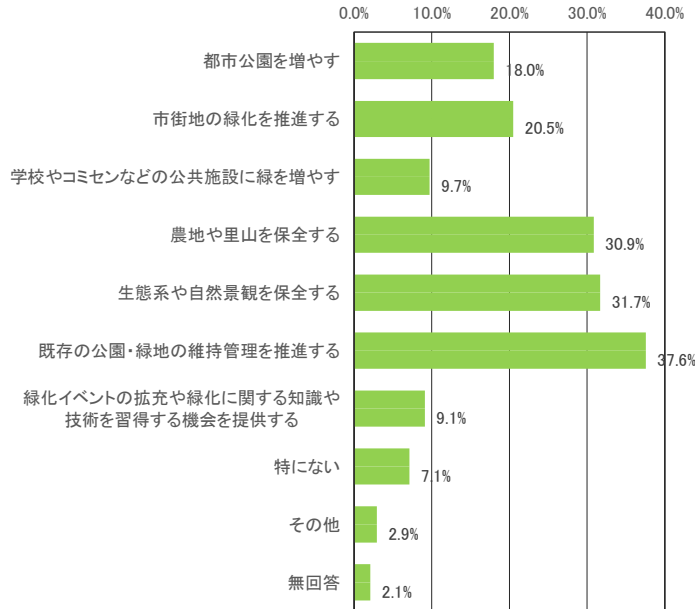
一方、“否定的な意見”（「不満」と「やや不満」の合計）は、「身近に運動する場所の充実」の回答が44.8%と最も高く、次いで「身近な公園の整備状況」が39.3%、「道路の街路樹の豊富さ」が32.2%となっています。



### (3) 野洲市が緑を守り育てていくべきと思う施策

「既存の公園・緑地の維持管理を推進する」の回答が37.6%と最も高く、次いで「生態系や自然景観を保全する」が31.7%、「農地や里山を保全する」が30.9%となっています。

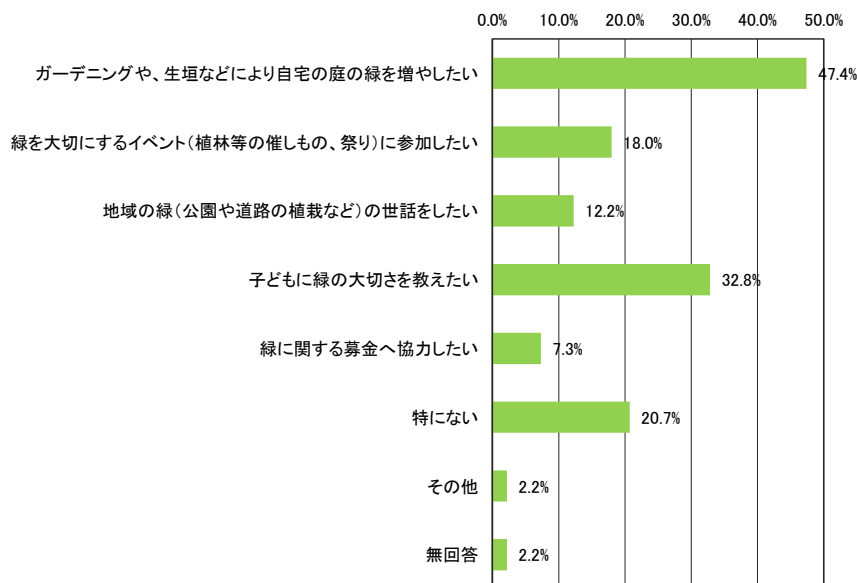
n=956



### (4) 自分が緑を守り育てていくために何をしていきたいか

「ガーデニングや、生垣などにより自宅の庭の緑を増やしたい」の回答が47.4%と最も高く、次いで「子どもに緑の大切さを教えたい」が32.8%、「特にない」が20.7%となっています。

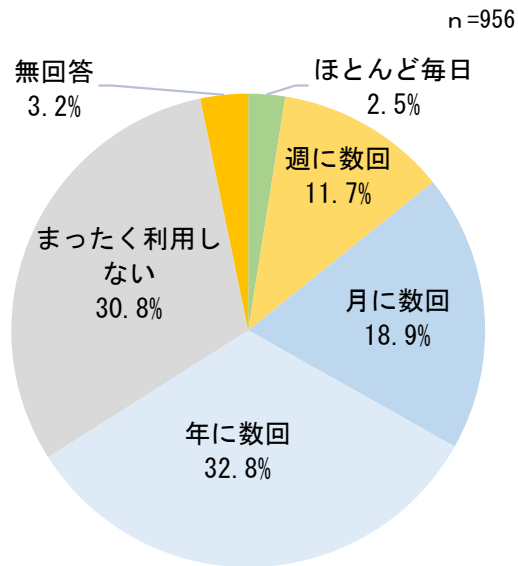
n=956





(5) 市内の公園はよく利用するか

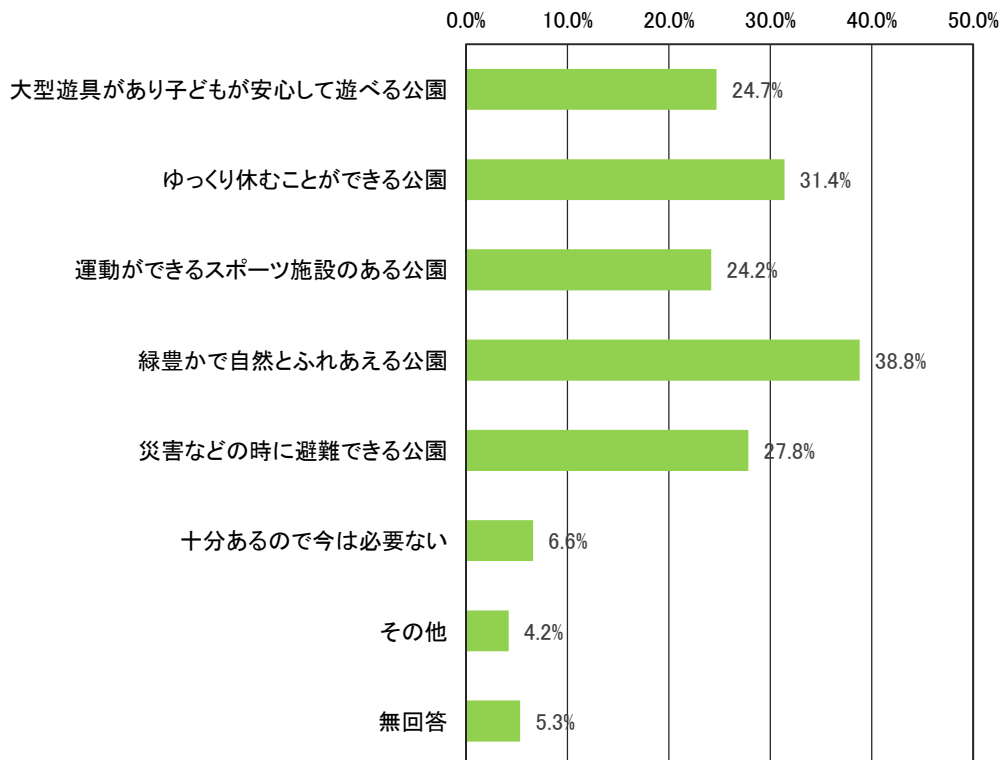
「年に数回」の回答が32.8%と最も高く、次いで「まったく利用しない」が30.8%、「月に数回」が18.9%となっています。



(6) どのような公園が必要であると思うか

「緑豊かで自然とふれあえる公園」の回答が38.8%と最も高く、次いで「ゆっくり休むことができる公園」が31.4%、「災害などの時に避難できる公園」が27.8%となっています。

n=956



## 第3章 みどりの課題

本市におけるみどりの課題は以下のとおりです。

### ■みどりの保全に関する課題

地球的規模の環境問題が深刻化する中で、自然環境の再生と生活との共生を図ることが重要となっています。また、人々の価値観の多様化にともない、自然とのふれあいは日常生活の上でも非日常的な生活の中でも重要視されるようになってきています。

本市には豊かな山林や水辺、田園環境が豊富にあります。これらの自然環境は、市民のみならず、広域的な観点からも貴重な資源としてとらえられることから、今後もこの自然環境を保全・再生・活用していくことが必要です。

また、里山や鎮守の森、古墳周辺の緑地などは、ふるさとの景観や歴史を物語る上でも重要な役割を担っています。このようなみどりは、本市を代表する緑として維持・改善し、その価値を活かすことが必要です。

### ■公園の整備に関する課題

現在の一人当たり都市公園面積は約8㎡/人で、目標とする10㎡/人を満足していません。また、都市公園の供用率も低い状況です。

一方で、本市の人口はピークを迎え、今後は長期にわたって人口減少が続くことが予測されていることから、今後の人口動向や地域ニーズをふまえた公園緑地の適正配置が必要です。

### ■公園のマネジメントや魅力向上に関する課題

本市には、170箇所以上の都市公園等が設置されていますが、これらの中には供用から年月を経たものも少なくありません。身近な公園は、誰もが日常的に利用する場所であり、コミュニティの場としても重要ですが、市民アンケート結果を見ると、月に数回以上公園を利用する人の割合は約3割となっています。

また、本市を代表する公園として野洲川河川公園がありますが、河川敷を利用した公園であるため、施設整備の自由度に制限があります。今後は、こうした既存公園に対するライフサイクルコストを意識した適切なマネジメントや魅力の向上、利用の促進に取り組むことが必要です。

## ■都市の緑化に関する課題

身近にみどりを感じる生活環境の実現のためには、公共施設や民有地の緑化が重要です。

公共施設については、民有地緑化のモデルとなるような緑化が必要です。また、市街地内の土地の多くを占める民有地の緑化については、緑化の取組を確実なものとする方策を推進することが必要です。

## ■協働のまちづくりに関する課題

みどりのまちづくりへの市民参加に関しては、地域による維持管理や体験学習、民間による公園の運営など、様々な取組が始まっています。

みどり豊かなまちづくりを進めていくためには、行政による取組だけでは不十分であり、今後も緑の担い手を育成するとともに、市民等の主体的な活動を支援する協働のまちづくりを推進することが必要です。

## 第4章 みどりの基本方針

### 第1節 みどりの将来像

「第2次野洲市総合計画」では、都市の将来像を『(案) 自然と調和し、安全・安心で、みんなが参加意識を持って暮らすまち』としています。

また、野洲市都市計画マスタープランでは、将来都市像を『活力ある都市と豊かな自然が調和した にぎわいとやすらぎのあるまち』としています。

本計画では、これらの将来像をふまえて、みどりの将来像を以下の通りとします。

### (案) 豊かなみどりが活力と交流を生むまち

また、豊かなみどりが活力と交流を生むまち実現のために、みどりの拠点や特色あるエリア、水と緑の軸などで構成される将来像を表4-1、図4-1に示します。

表4-1 みどりの将来像

みどりの拠点	三上山、希望ヶ丘文化公園、湖岸緑地など、今後も市を代表する緑として保全、充実、活用を図る拠点
みどりあふれる市街地エリア	野洲駅周辺や北部合同庁舎付近など、都市活動や人々の生活の拠点となる地域で、公園等や緑化された市街地などでみどりがあふれるエリア
みどり共生する産業エリア	都市計画マスタープランで産業、商業、住宅機能を誘導する拡大市街地として位置づけられたエリアで、市民のニーズに合った公園の整備など、みどりと共生する市街地の形成を図るエリア
森との共生エリア	自然公園区域や風致地区に指定されている三上山から鏡山一帯で、豊かな自然環境の保全とともに、自然と触れ合うレクリエーションの場として機能の向上を図るエリア
田園環境保全エリア	主に市の中部から北部一帯に広がる農地・集落地など、優良農地の保全と活用、周辺の住環境の向上を図るエリア
水と緑の軸	野洲川や家棟川、琵琶湖岸など、特色ある水辺環境や景観を活かした水と緑の空間を形成していく軸

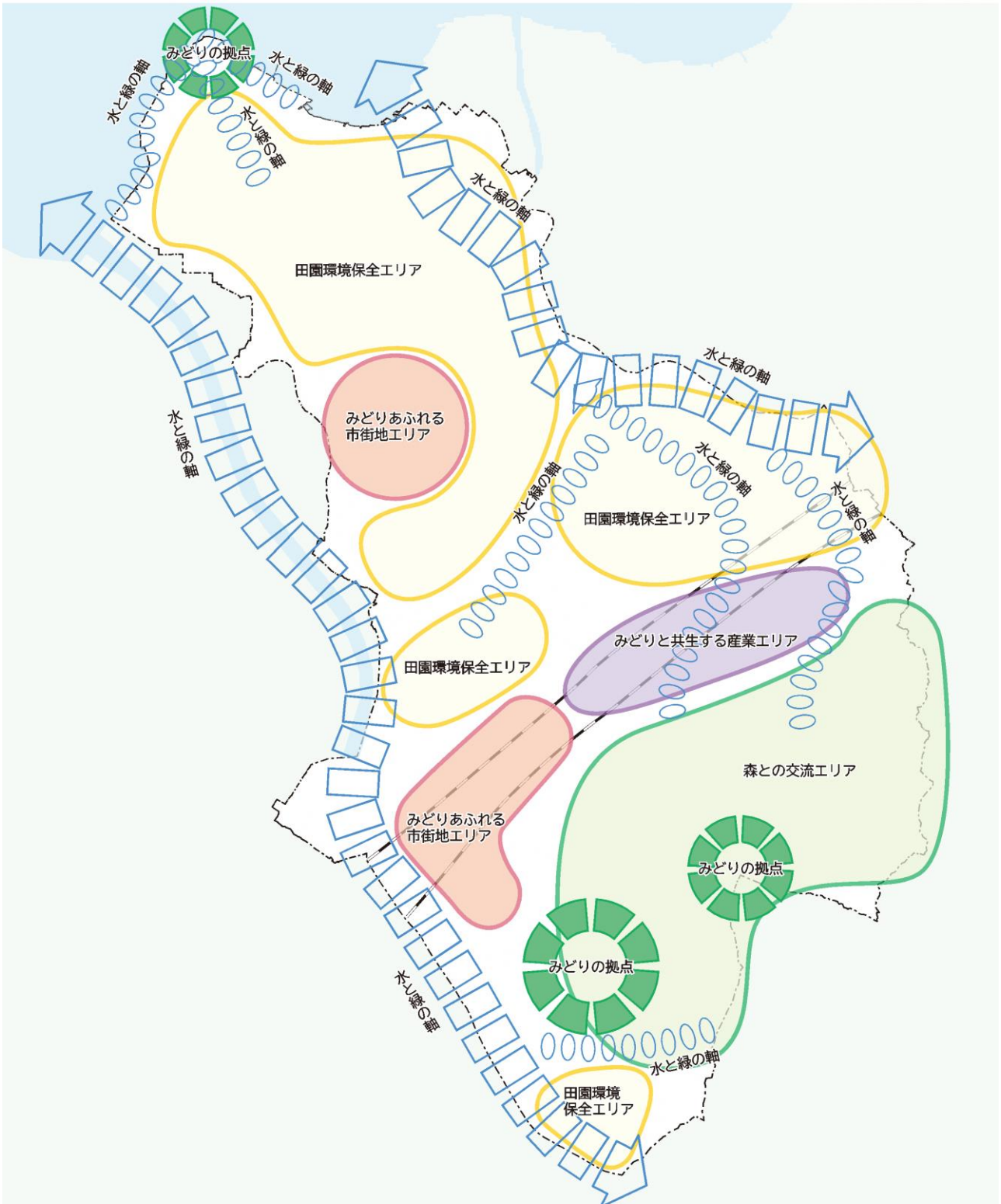


図 4-1 みどりの将来像図

## 第2節 みどりの基本方針

みどりの課題や上位計画、みどりの将来像を踏まえ、みどりの基本方針を以下のように設定します。

### 保全

#### かけがえのないみどりを守ります

本市は、三上山などの山林や琵琶湖や河川の水辺、のどかな田園など自然環境に恵まれたまち市です。これらのかけがえのないみどりを保全・再生し次世代に引き継いでいくことで、人と自然が共生する都市を目指します。

### 創出

#### 活力と交流を生むみどりを増やします

身近な公園は、都市の活力を生み、市民にとってのコミュニティや交流、休息、遊びの場としてだけでなく、災害時の避難場所や生物の生息空間としても重要な役割を担っています。

公園の新規整備や適正配置に取り組むとともに、幅広い年代に利用され愛される公園づくりを目指します。

### 育成

#### 身近なまちのみどりを育みます

身近にみどりを感じることでできる野洲市の実現のために、公共施設や民有地の緑化を進めて新たなまちのみどりを育みます。

### 連携

#### 市民とともにみどりの輪をひろげます

みどり豊かなまちの実現のためには、市民と事業者、市が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築くことが大切です。市民のみどりに対する関心を高め、身近な自然環境などを学び体験できるような取組を行い、みんなでみどりの輪をひろげていきます。

### 第3節 みどりの目標

#### 1. 人口の将来見通し

人口の将来見通しは、第2次野洲市総合計画との整合を図り、2030年（令和12年）では4万9千人程度とします。（2040年（令和22年）では4万8千人程度）

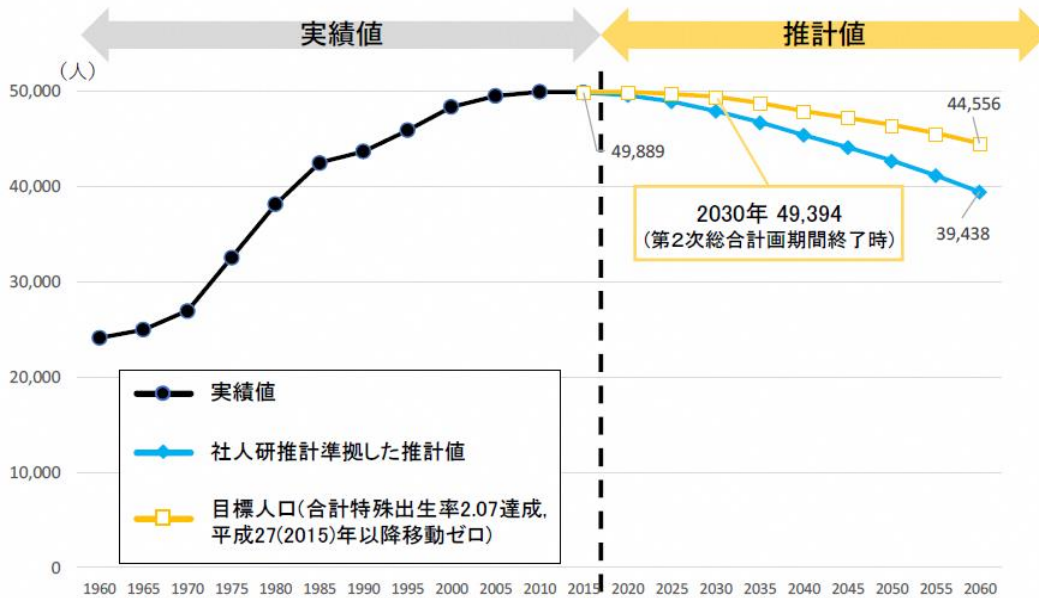


図4-1 今後の人口推移

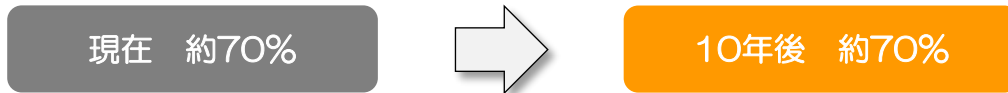
資料：令和元年度第3回総合計画審議会会議資料

## 2. みどりの目標

みどりの将来像の実現に向け、みどりの基本方針に対応した、みどりの量や質を表す目標を以下のように設定します。

### 目標① 市全体に対するみどりの割合

将来的にも、現在と同じみどりの量を維持することを目標とします。



※都市公園の整備、再編の内容により、若干の変更の可能性あり

### 目標② 市民一人当たりの都市公園面積

今後の人口動向をふまえて、市民一人当たりの都市公園面積 10 m<sup>2</sup>/人以上を確保することを目標とします。



### 目標③ 市民一人当たりの都市公園等<sup>\*</sup>面積

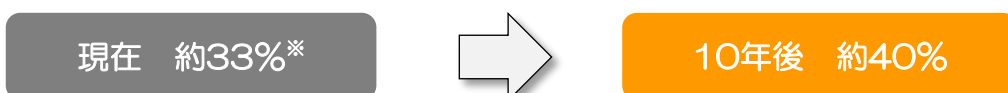
都市公園以外の公園を含めた都市公園等の市民一人当たりの面積は、長期的に 20 m<sup>2</sup>/人以上を確保することを目標とします。



※都市公園等とは、都市公園、地域ふれあい公園、児童遊園、農村公園のこと

### 目標④ 公園を利用する人の割合

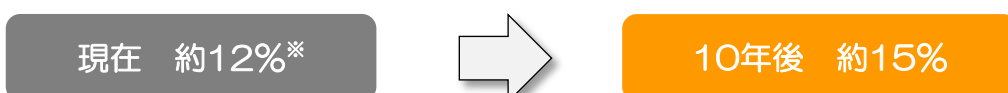
市民に愛される公園づくりを目指し、公園をよく利用する人の割合を増やすことを目標とします。



※市民アンケートで、「公園を毎日利用する」「週に数回利用する」「月に数回利用する」と答えた人の割合

### 目標⑤ 地域のみどりを守り育む活動をしている人の割合

市民との協働によるみどりのまちづくりを目指し、地域のみどりの世話に関わる市民の割合を増やすことを目標とします。



※市民アンケートで、「地域の緑の世話をしたい」と答えた人の割合



# 第5章 みどりの取り組み

## 第1節 施策の体系

